

\\ チャレンジしませんか? //

札幌市食品衛生管理 認証制度

札幌市食品衛生管理認証制度とは…

飲食店など食品事業者の申請に基づき、**HACCPの基本**を取り入れた手法により、「食中毒予防」の観点から、**的確な衛生管理を実施している施設を認証**する制度です。

近年、**HACCP**に基づく衛生管理は国際的に広がりを見せています。自社の衛生管理体制のレベルアップ、顧客満足度向上、従業員のモチベーションアップのためにチャレンジしてみませんか？



ロゴマーク“しょくまる”

制度のメリット

- ロゴマークで積極的な自主管理の実施をアピールできます！
- 衛生管理レベルの向上による食品事故等のリスク軽減とクレーム減少につながります！
- 定期的な外部点検により衛生管理の見直しを効果的に実施できます！
- 従業員の衛生管理意識・モチベーションの向上につながります！
- 衛生管理の第三者認証を取得できます！

認証の対象

- ホテル、レストラン、居酒屋などの**飲食店**
- 学校、病院、社会福祉施設などの**給食施設**

認証までの流れ

① 説明会に参加し、
制度の内容を確認

② 衛生管理ネットワーク協議会※
などの助言・指導

③ 施設(店舗)において
HACCPに基づく
衛生管理体制を確立

④ 手数料を添えて事務局に
認証申請書を提出

⑤ 認証基準に基づき、衛生管理
ネットワーク協議会の
登録法人が施設を点検

⑥ 有職者による認証
審査会での審査

⑦ 認証されると
認証書交付



※衛生管理ネットワーク協議会とは、札幌市食品衛生管理認証制度を運用する民間団体です。HACCPによる衛生管理に精通した衛生管理コンサルタント企業から構成されており、認証の取得に向けたアドバイスや施設の点検を行います。なお、衛生管理ネットワーク協議会の登録法人とのコンサルティング契約(任意)には、別途費用がかかることがあります。

認証制度に関するよくある質問

Q. 認証制度とHACCPはどういう関係がありますか。

A. 認証制度はHACCPの手法に基づいており、HACCPの三原則のうち、危害分析(HA)を行い、重要管理点(CCP)、管理基準(CL)を設定し、集中的に管理を行って食中毒を予防している施設を認証します。

Q. 認証の有効期間はどれくらいですか。

A. 有効期間は3年間です。継続には、継続申請が必要です。

Q. 申請手数料はどれくらいですか。

A. 新規申請の手数料は62,300円です。衛生管理ネットワーク協議会事務局に納付してください。

Q. 認証を受けた施設を消費者はどのようにして知ることができますか。

A. 認証を受けた食品関係業者等は、ロゴマーク「しょくまる」を対象食品に表示したり、施設(店頭)に掲示することができます。
また、認証を受けた施設を札幌市および認証制度のホームページでご紹介していますので、是非ご覧になってください。

Q. 認証取得に関する相談や問い合わせはどこにすればいいですか。

A. 認証の手続きに関する質問は…

〈衛生管理ネットワーク協議会事務局〉

一般社団法人札幌市食品衛生協会

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3階

☎011-614-8088

A. 認証制度に関する一般的な質問は…

札幌市保健所食の安全推進課

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3階

☎011-622-5170

認証制度ホームページ

<http://www.shokuhin-eisei-kanri.net/>

しょくまる

検索



札幌市保健所ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumaru/index.html>

さっぽろ市
02-E06-15-202
27-2-140

平成27年4月1日から、食品工場などの食品製造施設やスーパーマーケットなどの食品販売店は「北海道 HACCP自主衛生管理認証制度」を利用できるようになりました。

北海道の認証を取得すると、「ハサップくん」のロゴマーク(右記)を使用できるほか、「しょくまる」のロゴマークも使用することができます。北海道 HACCP自主衛生管理認証制度についての詳細は、北海道のホームページ等をご覧ください。



北海道HACCP自主衛生管理認証制度ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/hacpp/hacpp-ninsyou.htm>

☎011-204-5261